

大磯町火災予防条例の一部を改正する条例

大磯町火災予防条例（昭和37年大磯町条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第42条の2・第42条の3）」を
「第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第42条の2・第42条の3）
第5章の3 防火対象物の消防用設備等の状況の公表（第42条の4）」に改め
る。

第5章の2の次に次の1章を加える。

第5章の3 防火対象物の消防用設備等の状況の公表
(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)

第42条の4 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月14日提出

大磯町長 中 崎 久 雄